

計画期間

平成25年度～平成37年度

茨城県酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成28年7月

茨 城 県

目 次

I	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	1
II	生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	6
1	生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	
2	肉用牛の飼養頭数の目標	
III	近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	7
1	酪農経営方式	
2	肉用牛経営方式	
IV	乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	10
1	乳牛	
2	肉用牛	
V	飼料の自給率の向上に関する事項	12
VI	集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	13
1	集送乳の合理化	
2	乳業の合理化等	
3	肉用牛及び牛肉の流通の合理化	
VII	その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	17

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 酪農及び肉用牛をめぐる近年の情勢

本県の酪農及び肉用牛生産は、飼養頭数では乳用牛が全国 8 位、肉用牛が全国 14 位に位置し（平成 26 年 2 月 1 日現在畜産統計）畜産県としての地位を確立しており、農業産出額に占める畜産の産出額の割合は、26.0%（1,131 億円）と大きなウエイトを占めている。

しかしながら、本県の畜産業は、農業従事者の高齢化や国内市場の縮小など様々な問題に直面している。加えて、飼料価格の高騰が続いている等、経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、このため畜産における飼養戸数や飼養頭数が減少し、生乳生産量の減少や子牛価格が高騰するなど、生産基盤の弱体化が進んでいることから、今後の酪農及び肉用牛生産の持続的な発展に支障を生じかねない状況となっている。

さらに、平成 27 年 10 月に大筋合意した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定では、多くの農産物で関税が削減・撤廃され、特に牛肉や乳製品など畜産物への影響が懸念されている。

こうした情勢を受け、本県では、現在策定を進めている新たな「茨城農業改革大綱」において、「畜産・水田農業の国際競争力の強化」を重点的取組みの一つに位置付け、畜産経営の規模拡大による収益力の強化や本県産畜産物のブランド力強化、さらには常陸牛の輸出拡大に取り組むこととしている。

このたびの「茨城県酪農・肉用牛生産近代化計画」見直しにあたっては、こうした状況を踏まえ、新たな「茨城農業改革大綱」を基本としつつ、国の「総合的な TPP 関連対策大綱」に示された施策や、経営安定対策などの制度を有効に活用しながら、次の事項について、地域の関係者、生産者が一体となって、生産基盤を強化するための取組を進め、本県酪農及び肉用牛生産の安定的な発展と消費者から支持される畜産物の安定供給の実現を目指すものとする。

2 酪農及び肉用牛生産の競争力の強化

（1）生産基盤強化のための取組

ア 担い手の育成と労働力負担の軽減

担い手の確保と育成については、新規就農希望者と離農予定農家等とのマッチングを行う取組を支援するとともに、技術の習得に向けて、繁殖和牛経営入門講座や家畜人工授精講習会などの研修会等を開催し、就農等を促進する。

労働力負担の軽減については、酪農ヘルパーの利用、ロボット等の省力化機械の導入、放牧等の推進、地域の状況に応じたコントラクター等の外部支援組織等の利用拡大により、労働力の確保や省力化を推進する。

イ 乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応

乳用牛においては、飼養戸数の減少による飼養頭数の減少を規模の拡大で補いきれず、飼養頭数は減少している。また、肉用牛生産を優先して乳用後継牛を育成しない経営体が見られることや乳用牛の供用期間が短くなっていることから、乳用牛資源が不足する傾向にあり、生乳生産量が減少している。このため、牛群検定の積極的な活用により乳量・乳成分の遺伝的改良を進め乳用牛の生産性を向上させるとともに、性判別精液や受精卵移植技術等を活用した計画的な乳用後継牛の確保を推進する。

また、肉用牛においては肥育経営農家で一定の規模拡大が進むものの、小規模な繁殖経営農家を中心に高齢化や後継者不足による離農が進み、肉用牛子牛生産頭数が減少していることから子牛価格が高騰し、肥育経営を圧迫している。

このため、肥育経営農家においては、乳用種や交雑種からより付加価値の高い肉専用種への生産の移行を推進するとともに、子牛価格の変動リスクを軽減できる、繁殖・肥育一貫経営への移行を促進する。

さらに、肉用牛生産におけるCBS（キャトルブリーディングステーション）等の整備を進め、地域の繁殖経営農家が繁殖牛や子牛を預託することで余裕の生じた飼養スペースを活用した増頭対策を推進する。

ウ 国産粗飼料生産基盤の確立

酪農及び肉用牛経営における生産費の約4割を飼料費が占めることから、輸入飼料価格の上昇や変動は、経営に大きな影響を及ぼすため、国産粗飼料の生産・利用の拡大を図り、国産粗飼料等の生産基盤に立脚した足腰の強い畜産への転換が必要となっている。そこで、配合飼料価格の変動の影響を受けにくく低コストな畜産物生産を実現するため、自給飼料利用に対する意欲を高め、各地域の条件等に適応した品種や飼料利用生産技術の普及と効率的な生産体制の確立を図る。

そのため、コントラクター等の外部支援組織の活用や耕種農家と畜産農家のマッチングにより国産粗飼料及び飼料用米や稲発酵粗飼料（稲WCS）の生産・利用の拡大を図るとともに、稲わらの飼料利用を推進する。

さらに、肉用繁殖経営において、経営内草地のほか、耕作放棄地、水田、公共牧場を活用した放牧を推進し、飼料費の削減や省力化を図る。

(2) 畜産経営の収益力強化

ア 畜産クラスターの取組等による収益性の向上

地域における畜産の生産基盤を強化するため、畜産農家が、市町村、JA、耕種農家などの地域の関係者と協議会を設置して、地域ぐるみで収益性の向上などを目指す計画を策定し、畜産クラスターの取組を推進するとともに、畜産農家が行う畜舎整備や省力機械の導入等を進め、畜産経営の規模拡大による収益力の強化を図る。

イ 経営の持続的発展のための経営能力と飼養管理能力の向上

畜産経営を安定的に持続させるためには、法人化等による経営判断の高度化を図るとともに、女性の経営参画等の推進、中長期的な人材育成や飼養管理の高度化、経営能力の向上が必要となっている。

経理書類や決算書を作成することで収益性や資金計画を明確にするため、法人化を推進するとともに、法人化を行わない家族経営においても、持続的・安定的な経営を推進するため、家計と経営を分離した計画的な事業運営を行う。また、法人化等の推進により雇用及び人材育成の場を確保し、円滑な経営継承など、継続的に事業を成長・発展させるとともに女性の活躍を推進する。

3 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

(1) 家畜衛生対策

口蹄疫等の家畜の伝染病は、酪農及び肉用牛経営のみならず、地域経済、更には輸出促進にも甚大な影響を及ぼすことから、家畜衛生対策は、酪農及び肉用牛の生産性向上において、基本となるものであり、畜産物の効率的な生産と安定供給、消費を図るうえで重要な位置づけとなっている。

また、乳房炎等の慢性疾患も、生産量の減少や生産費の上昇につながることから、これらの予防は経営改善のためにも重要な課題である。

慢性疾患を含めた家畜の伝染病に対しては、発生予防及び発生時におけるまん延防止のため、各種衛生検査や飼養衛生管理基準遵守の指導を行い、健康な家畜の生産及び安全な畜産物生産を推進するとともに、特に口蹄疫などの特定家畜伝染病に対しては、発生時に備えて、市町村、畜産関係団体、獣医師等との連携のもと、伝染病発生時に迅速かつ的確な防疫措置を講ずるための演習や防疫資材・機材の備蓄等、家畜伝染病に対する危機管理体制の充実・強化を図っていく。

(2) 畜産環境対策

家畜排せつ物の適切な管理・利用は、地域住民との調和を図り畜産経営の安定的継続には欠かせない状況となっている。

自給飼料の生産基盤を有する畜産経営においては、還元用農地を十分に確保しつつ、生産した堆肥を自給飼料の生産等に利用することが重要であるが、生産した堆肥の全量を自ら利用することが困難な場合がある。このため、耕畜連携の強化を通じ、地域や地域を越えた堆肥の利用が促進されるよう、流通の円滑化を図るとともに、需要者のニーズを的確に把握し、そのニーズに即した堆肥を生産・供給できるよう情報提供や指導を行う。

また、堆肥以外の方法による家畜排せつ物の処理・利用を促進するため、地域の実情に応じたエネルギー利用を推進する。併せて、臭気の低減や汚水の浄化処理の対策を進

める等、家畜排せつ物の適正な管理の徹底や畜舎環境の改善等の取組を推進する。

4 畜産経営の安定のための措置

酪農及び肉用牛生産の持続性を確保し、意欲ある畜産農家が将来にわたって経営の継続と発展に取り組むことができるようにするとともに、畜産農家の努力のみでは吸収しきれない需給や価格の変化等による経営環境の悪化等に適切に対処できるようにするため、畜産経営安定対策の加入促進や金融措置の適切な運用により、経営環境を整備する。

5 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

(1) 安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

食品安全に関する国際的な考え方が、未然防止を基本に全工程における管理の徹底へ移行していることを踏まえた上、生産段階における畜産物の安全性向上を図るため、農場HACCPの普及・定着を推進する。また、飼料や飼料添加物の製造、販売及び使用の各段階において検査、指導等を実施するとともに、動物医薬品の適正使用のための監視指導を的確に実施することで、安全な畜産物の供給を図る。

(2) 消費者のニーズ等を踏まえた生産・供給

牛乳・乳製品の安定供給を図るため、関係者一丸となって生乳生産基盤の維持・強化に努めるとともに、酪農家が主体となって行う6次産業化の取組みや酪農家による牛乳・乳製品の製造販売等、特色ある生乳の直接販売等の取組を支援する。

さらに、少子高齢化や人口減少により、牛乳の消費減少が見込まれる中、新規需要を喚起するため、国の事業等を活用し、酪農・乳業関係者が一体となって、県産牛乳を原料とする乳製品の付加価値向上や新たな需要拡大に向けた新商品開発を推進する。

肉用牛においては、消費者ニーズの変化や多様化に対応した付加価値を向上させる取り組みを推進する必要がある。本県を代表する銘柄牛「常陸牛」においても、美味しさの基準となる新たな指標の導入などの検討を進めるとともに、地理的表示保護制度の活用についても検討する。

さらに、常陸牛の素となる和牛子牛の生産拡大を図るため、本県独自の優良種雄牛の開発を進める。

(3) 品目別の輸出戦略に沿った輸出の戦略的な促進

牛肉や牛乳・乳製品に対する国内需要が減少すると見込まれる一方、アジア諸国等の新興国の所得水準の向上や日本食に対する関心の高まりなどから、国産畜産物の輸出拡大の可能性が高まっており、国産畜産物の輸出を戦略的に促進することが重要となっている。

本県銘柄牛である「常陸牛」を中心とし、輸出戦略に沿った取組を推進しつつ、今後、

経済成長が見込まれるベトナムをはじめとした東南アジア諸国等への輸出促進を一層強化していく。

また、食肉については、県食肉流通合理化計画に基づき、高度な衛生基準に対応した食肉センターの整備等に向けた取り組みを支援する。

(4) 畜産や畜産物に対する国民理解の醸成，食育等の推進

酪農及び肉用牛生産は、良質な動物性たんぱく質の供給のほか、地域資源の活用による国土の保全や景観形成，堆肥の土壌への還元による資源循環の促進，雇用の創出による地域の活性化に資するものである。県民・国民に広く地元農産物の消費を促し，充実した食生活を実感してもらう地産地消を一層推進し，食と農への結びつきの理解を促進するため，学校給食での県産牛乳の安定供給や県産食材利用の拡大を推進する。

また，子供たちをはじめとする県民・国民が広く食や農業について理解し，自ら食を選択する力を養える機会の充実が求められていることから，県の畜産関係機関公開デーやイベントなどを通じて畜産物の栄養性・機能性について情報を発信するとともに，関係団体による畜産物加工体験教室の実施を支援するなど，食と農をつなぐ食育に関する活動を支援する。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成25年度）					目標（平成37年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
茨城県	県下一円	頭	頭	頭	kg	千 t	頭	頭	頭	kg	千 t
		26,700	21,800	20,300	7,946	160.3	26,000	21,000	19,000	8,600	163.4

(注) 1. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。

2. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成25年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
茨城県	県下一円	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
		52,800	3,400	27,600	2,100	33,100	5,100	14,600	19,700

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2. 肉専用種その他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

区域名	区域の範囲	目標（平成37年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
茨城県	県下一円	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
		53,000	4,000	28,000	2,000	34,000	5,000	14,000	19,000

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式
単一経営

方式名	経営概要						生産性指標	
	経営形態	飼養形態					牛	
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)	経産牛1当たり 乳量	更新産次
平均型	家族	頭以上 50~80	繋ぎ・パイプ 搾乳ユニット 自動搬送装置	ヘルパー 公共牧場(育成)	分離給与	ha —	kg以上 8,600	産次以上 3.7
多頭型	家族	100	フリーストール パーワー (アプレスト) 搾乳ロボット	ヘルパー 公共牧場(育成)	TMR給与 自動給餌器	—	9,000	3.7
法人型	法人	250	フリーストール パーラー (パラレル) 搾乳ロボット	ヘルパー 公共牧場(育成)	TMR給与 自動給餌器	—	9,300	3.7

方式名	経営形態	生産性指標														備考
		飼料生産							人							
		作付体系 及び単収	作付延べ面積 (放牧利用を含む)	外部化	購入 国産飼料	飼料自給率	粗飼料 給与率	経営内堆肥 利用割合	生産コスト 生乳1kg あたり費用 合計	労働 経営牛1頭あた りの飼養労働時 間	総労働時間 (主たる事業者 の労働時間)	粗収入	経 営 費 (うち雇用労賃)	農業所得	主たる従事 者1人あた り所得	
平均型	家族	kg/10a 混播牧草 4,200 青刈りとうもろこし 5,700	ha 8 (8)	コントラクター	稲WCS	50	50	5	円 86 (86%)	時間 72 (64%)	時間 5,750 (1,800h×2人)	万円 7,350	万円 5,980 (300)	万円 1,360	万円 680	
多頭型	家族	イタリアン 6,300 青刈りとうもろこし 5,500	8 (16)	TMRセンター	稲WCS 飼料用米	60	50	5	90 (92%)	54 (48%)	5,400 (1,800h×2人)	9,460	8,120 (300)	1,350	670	
法人型	法人	イタリアン 6,300 青刈りとうもろこし 5,500	18 (36)	TMRセンター	稲WCS	50	50	5	92 (94%)	60 (54%)	12,020 (2,000h×3人)	19,560	17,680 (940)	1,880	630	

2 肉用牛経営方式
 (1) 肉専用種繁殖経営

方式名	経営概要						生産性指標			
	経営形態	飼養形態					牛			
		飼養頭数 繁殖用雌牛 (肉専用種)	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重
複合経営	家族	頭以上 30	牛房群飼 運動スタンション	キヤトルブリーディング ステーション等を活用	分離給与	ha 9	ヵ月 12.5	ヵ月齢 23.5	ヵ月齢 8	kg以上 270
専業	家族	50~80	牛房群飼 運動スタンション 早期離乳	キヤトルブリーディング ステーション等を活用	分離給与	25	12	23.5	8	270

方式名	経営形態	生産性指標														備考
		飼料生産							人							
		作付体系 及び単収	作付延べ面積 (放牧利用を含む)	外部化	購入 国産飼料	飼料自給率	粗飼料 給与率	経営内堆肥 利用割合	生産コスト 子牛1頭あ たり費用合 計	労働	経営					
		kg/10a	ha			%	%	割	円	時間	時間	万円	万円	万円	万円	
複合経営	家族	スーダン 6,500 イタリアン 6,300	1 (13)	—	—	80	80	10	339,000 (77%)	68 (63%)	4,580 (1,800h×2人)	2,010	1,210 (80万円)	800	400	
専業	家族	スーダン 6,500 イタリアン 6,300	30 (33)	—	—	80	80	10	333,000 (75%)	51 (47%)	3,490 (1,800h×1人)	3,310	2,260 (—)	1,050	540	

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

方式名	経営概要				生産性指標				
	経営形態	飼養形態			牛				
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体重
肉専用肥育	家族・法人	頭以上 肥育牛 200	牛房群飼	分離給与 自動給餌器	ヵ月齢 8	ヵ月齢 28～29	ヵ月齢 20～21	kg以上 780～820	kg以上 0.86
肉専用種 繁殖肥育 一貫	法人	繁殖牛:150 育成牛:100 肥育牛:250	牛房群飼	TMR給与 基動スタンション、哺乳ロボット、発糞発見装置、分焼監視装置。	8	28～29	20～21	780～820	0.86
肉専用種 繁殖肥育 一貫	家族	繁殖牛:50 育成牛:30 肥育牛:80	牛房群飼	TMR給与 基動スタンション、哺乳ロボット、発糞発見装置、分焼監視装置。	8	28～29	20～21	780～820	0.86

方式名	経営形態	生産性指標													備考
		飼料生産							人						
		作付体系 及び単収	作付延べ面積 (放牧利用を含む)	外部化	購入 国産飼料	飼料自給率	粗飼料 給与率	経営内堆肥利 用割合	生産コスト 肥育牛1頭あ たり費用合計	労働 牛1頭あたりの 飼養労働時間	総労働時間 (主たる事業者 の労働時間)	粗収入	経営費 (うち雇用労賃)	農業所得	
肉専用肥育	家族・法人	kg/10a 混播牧草 4,200 稲WCS 3,700	ha 7 (7)	コントラクター	稲WCS 飼料用米	% 25	% 20	割 3	円 肉専用種 (去勢) 351,000 (79%)	時間 肥育牛 29 (77%)	時間 3,860 (1,800h×2人)	万円 12,660	万円 11,620 (20万円)	万円 1,040	万円 520
肉専用種 繁殖肥育 一貫	法人	稲WCS 3,700 イタリアン 6,300	44 (88)	—	稲WCS 飼料用米 エコフィード	45	40	4	肉専用種 (去勢) 439,000 (95%)	子牛 26 (39%) 肥育牛 29 (76%)	21,880 (1,800h×4人)	29,090	24,120 (1,580万円)	4,970	1,240
肉専用種 繁殖肥育 一貫	家族	混播牧草 4,000 青刈りとうもろこし 6,000	76 (76)	コントラクター	—	25	25	5	交雑種 316,000 乳用種 313,000 (88%)	育成牛 9 (98%) 肥育牛 9 (56%)	11,430 (1,800h×4人)	41,400	38,150 (640万円)	3,250	810

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当 たり平均飼 養頭数 ③/②	
				③ 総数	④ うち成牛 頭数		
茨城県	現在	戸 70,884	戸 436	% 0.615	頭 26,700	頭 21,800	頭 61.2
	目標	/	300	/	26,000	21,000	86.7

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

本県の酪農は、大規模飼養形態が増加傾向にあり、法人経営の参入・増加が見込まれているが、主である家族経営における、飼養戸数や飼養頭数が減少し、生産基盤の弱体化が進んでいる。

需要に見合った計画的な生乳生産が必要な状況であることから、酪農経営体質の強化や生産コストの低減を図ることが重要である。

乳用牛の生産性を向上させるなど酪農経営体質の強化や自給飼料の生産拡大や酪農経営の効率化・省力化を進め、生産コストの低減を図ることが重要である。

ア 牛群検定の積極的な活用により乳量・乳成分の遺伝的改良を進め乳用牛の生産性を向上させるとともに、性別別受精卵や精液を活用した計画的な優良後継牛の確保を推進するなど、優良乳牛群を整備することで高品質生乳生産を推進し、また、泌乳持続性や生涯生産性を高めた酪農経営体を育成する。

イ 水田・耕作放棄地を有効に活用した耕畜連携による飼料の生産や、優良品種の導入、草地・飼料畑の造成、家畜生産施設の整備等を支援することにより、自給飼料の生産・利用拡大を図る。

ウ コントラクターや TMR センターの整備等による飼料生産の組織化・外部化、酪農ヘルパー制度等の積極的な活用を支援し、酪農経営の効率化・省力化を図る。

エ 生産者自らが加工・加工品直接販売を行うことが所得向上の可能性を有することから、6次産業化に意欲的な経営体に対し、知識の普及や支援制度の積極的な活用を推進するとともに、本県産牛乳の差別化や付加価値の向上を図る。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数								
					総数	肉専用種				乳用種等			
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	
肉専用種 繁殖経営	県内一 円	現在	戸 70,884	戸 368	0.5%	頭 29,985	頭 18,798	頭 1,931	頭 15,674	頭 1,193	頭 11,188	頭 2,896	頭 8,291
		目標		282		30,099	19,309	2,272	15,901	1,136	10,790	2,840	7,951
繁殖肥育 一貫経営	県内一 円	現在	70,884	12	0.02%	978	613	63	511	39	365	94	270
		目標		9		981	630	74	519	37	352	93	259
肉専用種 肥育経営	県内一 円	現在	70,884	195	0.3%	15,889	9,961	1,023	8,306	632	5,928	1,535	4,394
		目標		152		15,949	10,231	1,204	8,426	602	5,718	1,505	4,213
乳用種・ 交雑種肥 育経営	県内一 円	現在	70,884	73	0.1%	5,948	3,729	383	3,109	237	2,219	575	1,645
		目標		57		5,971	3,830	451	3,154	225	2,140	563	1,577
合計	県内一 円	現在	70,884	648	0.9%	52,800	33,100	3,400	27,600	2,100	19,700	5,100	14,600
		目標		500		53,000	34,000	4,000	28,000	2,000	19,000	5,000	14,000

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

肉用牛経営は、飼養戸数は減少傾向にある一方で飼養頭数は概ね横ばいの状況にあり、一戸当たり飼養頭数は拡大傾向にある。
 このような状況の中、本県は銘柄牛「常陸牛」をはじめ県産牛肉を将来にわたって安定的に供給するために、遺伝的能力を十分に発揮するための飼養管理技術の向上、品種特性を活かした肉用牛生産、自給飼料中心の給与体系への転換を通じた生産性の向上、労働負担軽減とゆとりの創出を図るために、放牧の活用や地域の未利用資源の活用などに重点をおいた取組を推進する。また、県外依存度が高い肥育素牛についての県内自給率の向上を図るため、県産種雄牛「北国関7」などの種雄牛を活用した、市場評価の高い優良子牛生産拡大を図るとともに、育種価等の活用による優良繁殖雌牛群の整備を推進する。

ア 肉専用種繁殖経営

小規模な農家を中心に高齢化や後継者不足で離農する農家が多いことから労働負担の軽減を図る必要があり、外部支援組織の活用による分業化や放牧による飼養管理の省力化を促進する。
 さらに、キャトルブリーディングセンター等の整備を進め、繁殖牛を預託することで余裕の生じた飼養スペースの活用や、国、県等の補助事業を活用した繁殖雌牛の導入による繁殖雌牛の増頭対策を推進する。

イ 肉専用種肥育経営

「常陸牛」を中心として、高品質で斉一性の高い県産牛肉の生産拡大を進めるために、個体能力に応じた飼養管理による肥育期間の適正化により収益性の高い月齢での出荷を促進するとともに、県産粗飼料中心の給与体系への転換や地域の未利用資源の活用等により生産コストの低減を図る。
 また一層の有利販売を進めるために、美味しさの指標に着目した生産手法など新たな付加価値の創出による生産を推進する。

ウ 肉専用種一貫経営

肥育素牛の安定的確保と子牛の県内自給率を高めるために、常陸牛生産農家が自ら繁殖も行う一貫経営への移行を促進し県内の和牛生産体制の強化を図る。
 新たな部門導入に伴い、それぞれ部門の適正な飼育管理技術、効率的な施設配置、自給飼料の積極的活用、法人化について関係機関の連携のもと助言などの支援により各経営体の実態に応じた肉専用種一貫生産方式の確立を図る。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在（平成25年度）	目標（平成37年度）
飼料自給率	乳用牛	44%	55%
	肉用牛（繁殖）	61%	97%
	肉用牛（肥育）	14%	24%
飼料作物の作付延べ面積		5,896ha	6,400ha
	うちWCS	516ha	1,000ha
飼料用米作付面積 地域内流通		443ha	3,400ha
	うち牛用	191ha	1,200ha

2 具体的措置

- ・飼料用米等の生産拡大を推進し、関係者の連携を図り、耕種側と畜産側の需給を結びつける地域内マッチングを進め、取引を円滑化するための体制を整備する。
- ・水田をフル活用した稲WCS等の良質な国産粗飼料の生産・利用の拡大を図る。
- ・コントラクター等の飼料生産組織の活用により、粗飼料の生産効率の向上を通じ、国産粗飼料の生産・利用を拡大させるとともに、奨励品種を利用した高栄養作物等の良質な粗飼料を生産する取組を推進する。
- ・豆腐粕等の地域未利用資源の活用を推進する。
- ・放牧による荒廃農地・休耕田の有効活用を推進し、肉用牛繁殖経営における飼料費の低減、省力化、適度な運動による受胎率の改善等により生産性の向上を図る。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

生乳流通の安定とコストの低減を図るため、本県では平成20年に5カ所あったクーラーステーションを3カ所にする再編整備を完了した。今後も更なる合理化が求められていることから、集送乳体制の見直し及び整備を行うことにより、生乳流通コストのより一層の低減を推進する。

また、生産者団体による計画生産の円滑な実施を通じ、需要に応じた生産を推進する。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化及び具体的措置

県内で1日当たりの生乳処理量2トン以上の乳業工場は、飲用牛乳を主に製造する工場が4カ所、乳製品を主に製造する工場が4カ所である。

既に平成10～14年に統廃合による再編を終了しているため、今後は製造コストの低減を図るために1工場当たりの製造品目の見直しや、規模拡大、稼働率の向上を促進する。

区域名			工場数 (1日当たり 生乳処理量2 t 以上)	1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理 能力 ②	稼働率 ①/②×100	備考	
				kg	kg	%		
県内一円	現在 (平成25年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	4工場	合計	438,000	673,000	65.1	
				1工場平均	109,500	168,250	65.1	
		乳製品を主に 製造する工場	4工場	合計	217,000	547,000	39.7	H25は1工場休止中 だったため、実質3 工場での集計
				1工場平均	72,333	182,333	39.7	
	目標 (平成37年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	4工場	合計	438,000	673,000	65.1	
				1工場平均	109,500	168,250	65.1	
乳製品を主に 製造する工場		4工場	合計	284,000	627,000	45.3		
			1工場平均	71,000	156,750	45.3		

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄は、生乳処理量を365日で除した数値。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄は、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量 (kg) の合計。

(2) 牛乳・乳製品の安全の確保

県内で1日当たりの生乳処理量2トン以上の乳業工場8工場は牛乳・乳製品の製造工場におけるHACCPの導入に対応している。

(3) 需要の拡大

少子高齢化等の影響で飲用向け生乳消費量が減少傾向にあるなかで、今後とも安全・安心な牛乳・乳製品を供給していくためには、消費者ニーズを把握しながら生乳需要を確保することが重要である。

このため、茨城県牛乳普及協会によるイベントやアンテナショップ（ミルクスタンド）を通じて消費者ニーズを把握するとともに、県産牛乳のブランド化に取り組む等、牛乳・乳製品に関する機能性や有用性等に関する情報等を提供し、理解醸成を図る。

また、教育機関と連携した学校給食の実施、牛乳乳製品を利用した料理の普及など、消費者の多様なニーズに対応した消費拡大のための取組を推進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名称	開設者	登録年月日	年間開催回数（延べ88日）						年間取引頭数（平成25年度）					
			肉専用種		乳用種等			(参考)	肉専用種		乳用種等			(参考)
			子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子豚	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子豚
全農県本部家畜市場	全国農業協同組合連合会茨城県本部	昭和62年9月22日	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	頭	頭	頭	頭	頭	頭
			11	11	—	11(11)	—	—	1,757	151	—	401(401)	—	—
大子家畜市場	大子町畜産農業協同組合	昭和48年7月2日	6	6	—	—	—	—	668	56	—	—	—	—
茨城県中央家畜市場	茨城県家畜商業協同組合	昭和46年9月24日	71	71	71(71)	71(71)	71(71)	—	10	11	3,995(1,941)	89(40)	2(1)	—
計	3ヶ所		88	88	71(71)	82(82)	71(71)	—	2,435	218	3,995(1,941)	490(441)	2(1)	—

- (注) 1. 初生牛とは生後1～2週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの（初生牛を除く）、成牛とは生後1年以上のもの。
 2. 乳用種等の（ ）は、交雑種で内数。

イ 具体的措置

肉用子牛市場については、県北地域にある全農県本部家畜市場及び大子市場について、整備統合、集約化等の推進により取引拡大、適正な価格形成と市場運営の効率化により顧客の拡大を図るものとする。また繋留方法の改善や掲示内容など情報の高度化による取引の効率化を随時検討する。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者 (開設)	設置 (登録) 年月日	年間 稼働 日数	と畜能力 1日当たり①		と畜実績 1日当たり②		稼働率 ②/① %	部分肉処理 能力1日当たり③		部分肉処理 実績1日当たり④		稼働率 ④/③ %
				うち牛	頭	頭	うち牛		頭	頭	頭	うち牛	
協同組合水戸 ミートセン ター	協同組合水戸 ミートセン ター	S47.01.18	休業中	740	0	0	0	0	施設併設				
㈱茨城県中央 食肉公 社	(株)茨城県 中央食肉公 社	S56.08.17	245	2,000	100	1,422	53	71.1	320	5	229.1	2.4	71.6
竜ヶ崎食肉セ ンター	竜ヶ崎食肉事 業協同組合	S47.12.25	252	800	0	488	0	61.0	施設併設				
取手食肉セン ター	日本畜産振興 (株)	S42.07.17	255	1,200	0	763	0	63.6	施設併設				
茨城協同食肉 (株) 土浦事業所	茨城協同食肉 (株)	S39.08.11	246	1,200	0	651	0	54.3	施設併設				
茨城協同食肉 (株) 下妻事業所	茨城協同食肉 (株)	S44.02.05	250	810	0	570	0	70.4	施設併設				
土浦食肉協同 組合	土浦食肉協同 組合	S42.04.24	255	610	0	337	0	55.2	—	—	—	—	—
筑西食肉セン ター	(株)肉の神明	S49.06.11	256	1,580	70	823	48	52.1	施設併設				
下妻地方食肉 協同組合下妻 と畜場	下妻地方食肉 協同組合	S48.10.26	251	780	20	491	8	62.9	—	—	—	—	—
計	9ヶ所		251	9,720	190	5,545	109	57.0					

(注) 頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)とする。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

現在9カ所ある食肉処理施設については、老朽化が進んでおり、高品質な食肉への消費者や実需者ニーズに応えるための施設整備が必要とされている。

今後の施設整備にあたっては、と畜場法施行規則に定められた高度な衛生基準への完全適合により、安全・安心で高品質な食肉を供給できる施設を整備する必要がある。

また、広域的な流通実態に鑑み、施設の稼働率向上を図るため、施設の再編整備を進めるとともに円滑なと畜処理が可能な体制を確立する。

㈱茨城県中央食肉公社については、卸売市場を併設した基幹施設であることから、市場機能やと畜機能の強化に努めることにより、取引量の拡大、価格形成機能の強化を図る。

なお、稼働率80%以上を基本として、豚1,400頭/日の処理能力を持つ食肉センター4～5カ所、牛130頭/日の処理能力を持つ食肉センターが1～2カ所を整備目標とする。

具体的整備目標については、関係者間の十分な合意形成を基本として進めるものとする。

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区分 区域名		現在（平成25年度）						目標（平成37年度）					
		出荷頭数 ①	出荷先			県外	②/①	出荷頭数 ①	出荷先			県外	②/①
			県内						県内				
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		
県内 一円	肉専用種	頭 15,413	頭 6,767	頭 0	頭 0	頭 8,646	% 43.9	頭 16,800	頭 8,400	頭 0	頭 0	頭 8,400	% 50.0
	乳用種	7,037	1,943	0	0	5,094	27.6	6,538	2,615	0	0	3,923	40.0
	交雑種	8,030	2,104	0	0	5,926	26.2	7,462	2,985	0	0	4,477	40.0

エ 具体的措置

食肉処理施設については、将来的にはHACCP等高度な衛生管理基準の導入が求められているなど衛生水準の向上が課題となっている。そのため、今後はグローバル化の進展を踏まえて、国産畜産物への信頼確保のため、HACCPの導入など高度な衛生管理により、と畜から部分肉加工まで一貫して行う食肉センターの整備に向け複数の施設の再編整備について施設開設者、生産者、食肉流通関係者、行政などによる検討会を開催し話し合いを進める。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担軽減のための措置

飼料価格の高騰や高齢化、後継者不足により、畜産経営を取り巻く環境は厳しくなっている。

飼養戸数や平成22年度から平成26年度までの4年間で、乳用牛の飼養戸数、頭数は、(537戸, 30,900頭 ⇒ 436戸, 26,700頭) で戸数が19%減、頭数が14%減。肉用牛の飼養戸数、頭数は(865戸, 56,800頭 ⇒ 648戸, 52,800頭) で戸数が25%減、頭数が7%減少している。1戸当たりの飼養頭数は伸びているものの、酪農、肉用牛ともに減少している。

こうしたことから、本県では、現在策定を進めている「新たな茨城農業改革大綱」において「畜産・水田農業の国際競争力の強化」を重点的取り組みの一つに位置付けて、新規就農者の確保と育成を図る。

特に畜産の新規就農者や担い手の育成対策として、「新規繁殖和牛入門講座」、「家畜人工授精講習会」等を開催し、畜産経営に必要な知識の普及や、技術の向上を進めることで、生産基盤の強化に取り組む。

労働力負担の軽減については、酪農ヘルパーやコントラクター等の外部組織を積極的に活用し、労働力の確保と省力化を推進する。

(参考)

①「新たな茨城農業改革大綱」における新規就農者の確保・育成対策

- ・親元就農をはじめ就農希望者に向けた茨城農業の魅力発信の強化
- ・新規就農者の受け入れ体制の充実
- ・農業教育機関との連携強化

具体的数値目標(45歳未満の新規就農者数)

現状(平26): 300人/年 目標(平32): 400人/年

②家畜人工授精講習会受講者

平21: 51名, 平22: 12名, 平25: 20名, 平27: 17名

③新規繁殖和牛入門講座受講者

平23: 4名, 平24名: 3名, 平25: 16名, 平26: 9名, 平27: 14名 述べ46名
うち繁殖和牛経営開始7名

(2) 畜産クラスターの推進方針

(i) 畜産クラスターの推進の基本的な考え方

畜産クラスター協議会を組織し、畜産農家、市町村、JA等の地域における多様な事業者が連携、協力して、課題解決や取り組み推進するための畜産クラスター計画を策定し、畜産の収益性の向上を図り、生産基盤を強化する。

(ii) 地域や畜種ごとの重点的な取組分野・展開する施策

①酪農

- ・性判別技術の活用により、優良な乳用後継牛を確保する。
- ・受精卵移植技術の計画的な活用促進により、乳用種や交雑種から和牛への移行を推移する。
- ・産学連携による実践的かつ先進的な酪農実習を行う研修農場を整備し、新規就農者や後継者の育成を図る。

②肉用牛

- ・キャトルセンターや放牧場の整備など地域全体で和牛繁殖の生産基盤を強化する。
- ・肉用繁殖牛の放牧を推進し、飼料費の削減省力化を図る。
- ・繁殖、肥育一貫経営の促進や優良家畜導入などによる生産基盤強化への取り組みを支援する。
- ・和牛の需要が高まっている東南アジア等へ向けた常陸牛の輸出拡大への取り組みを支援する。
- ・指定店制度やメディアの活用など、銘柄畜産物の販売・PR活動を支援する。

③飼料生産、その他共通事項

- ・外部支援組織(コントラクター)等の活用や耕種農家と畜産農家のマッチングにより、国産粗飼料や飼料用米の生産、利用拡大を図る。
- ・畜産農家と地域の関係者が一体となつて行う畜舎整備や省力化機械導入等による規模拡大や収益力強化への取り組みを支援するとともに、担い手の確保を促進する。
- ・家畜改良による品質、能力の向上や優良遺伝子の確保など、多様なニーズに対応した畜産物の生産を推進する。